

短期入所のしおり



重症心身障害児(者)施設
北海道療育園

短期入所を利用される方へ

◆ 事業の目的

この事業は、在宅重症心身障害児(者)を介護されるご家族が、何らかの理由で一時的に介護ができない場合、お子さんを施設へ入所させ家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

◆ ご利用に当たって

- 障害福祉サービス受給者証を確認いたします。
※原則障害児医療型（重心）
障害者医療型（療養型）と認められた方が対象です。
- 利用の適否、お子さんの状態確認含め、事前の外来受診が必要です。
※支援事業課へお問合せください。
- 利用可の場合、短期入所サービスの提供（運営）に関する重要事項を説明します。
- 保護者、扶養義務者等（以下、「保護者」と言う）の方が重要事項の内容を了解され、短期入所を申込まれた場合、別に定める様式（契約書）により契約を締結いたします。
- 本利用前に、お子さんが環境になれるため、日常生活の情報を聞かせていただくために、保護者宿泊の体験的入所をしていただきます。
※先の利用から期間があいた場合、お子さんの医療的ケアなどが変化した場合も含む
※通常の短期入所の取扱いとします。
- 定員や利用予約の状況により、希望される日程で利用できない場合があります。

◆ 利用料金

- 利用に係る市町村からの「介護給付費」は、短期入所に要した経費から保護者の方が負担すべき金額を控除した額を当事業所が「法定代理受領」することになっています、ご了承ください。
- 保護者の方には、市町村が定める「利用者負担金」と下記利用料金について、当事業所より請求いたします。

指定した期日までに、当事業所窓口もしくは指定金融機関にお支払いいただきます。

① 食事（食材料光熱水費等）サービス料

（各1食につき） 500円

② 理髪(技術料)サービス料

（1回につき） 1,000円

※理髪は事前の確認、予約が必要となります。

- 利用期間中に医療的処置を行った場合は、健康保険による取扱いとし別途請求します。

※生活保護世帯の利用者は、全額市町村が負担します。

※食事提供加算（低所得）の公費負担を受けられる場合があります。

市町村担当課でご確認ください。

※上記利用料等は、短期入所利用の翌月末までに支援事業課窓口か下記口座にお支払ください。

旭川信用金庫 末広支店 普通預金 0420637

◆ 持ち物

- 健康保険証
- 障害福祉サービス受給者証
- ㊦の受診券（重度心身障害者医療費受給者証）
- クスリ（直近の服用方法説明書含め）、調乳
※若干の余裕をもってご持参ください。
- 印鑑（重要事項説明の承諾及び契約の締結に要します。）
※衣類、下着、オムツ(布)、オムツカバー、寝具、歯ブラシは当園
で用意いたします。紙オムツ使用の場合はご持参ください。
※その他、必要と思われる物については、ご相談ください。
※男性でヒゲ剃り希望の場合、電気ヒゲ剃り機

◆ 付添い等

ご家族が付添い等の際には、併設している「こまくさ寮」（保護者等
宿泊施設）が利用できます。

- ・ 宿泊費 1人/1泊 1,000円（室料500円、管理料500円）
 2人/1泊 1,500円（室料500円、管理料1,000円）

※冬期間(10/1～3/31)は、300円(暖房料)加算いたします。

※食事は、職員食堂が利用できます。宿泊予約の際にご確認ください。
さい。



<お問合せ>

北海道療育園 支援事業課

〒071-8144 旭川市春光台4条10丁目

TEL 0166-51-6524 FAX 0166-51-6871